

査答申請第59号

平成29年3月1日

答 申

生駒市教育委員会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成28年3月3日付け「生教総第722号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

生駒市教育委員会が異議申立人に対して平成28年1月18日付け「生教総第601号」でした処分のうち、各評価者による採点結果を不開示とした部分を取り消し、開示すべきである。

理 由

第1 異議申立ての趣旨

生駒市教育委員会が異議申立人に対して平成28年1月18日付け「生教総第601号」でした処分のうち、各評価者による採点結果を不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は異議申立人が生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「教育委員会委員公募に

関する書類一式」の開示を請求したところ、教育委員会がその一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、異議申立人が、本件処分のうち「生駒市教育委員会委員候補者の公募に係る第1次選考について」と題する行政文書（以下「本件行政文書1」という。）及び「生駒市教育委員会委員候補者の公募に係る第2次選考について」と題する行政文書（以下「本件行政文書2」という。）に記録されている各評価者の採点結果を不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

2 教育委員会が不開示とした理由

選考結果の個別の公開は、自由公正な評価事務に影響を及ぼすおそれがあり、本件行政文書1及び本件行政文書2に記録されている各評価者の採点結果は条例第7条第5号が定める不開示情報に該当するため。

3 前提事実等

- (1) 本件行政文書1には、教育委員会が行った教育委員の公募に応募した者（以下「応募者」という。）に係る受付番号、合否の別、性別及び年齢並びに3名の評価者が各応募者に対して付した各評価者それぞれの評価点及び評価点の平均点が記載されている。
- (2) 本件行政文書2には、応募者に係る受付番号、氏名、性別及び年齢並びに市長、副市長及び教育長が各応募者に対して付したそれぞれの評価点及び評価点の平均点が記載されている。
- (3) 異議申立人が本件処分につき取消しと開示を求める部分は、本件行政文書1に記録されている情報のうち3名の評価者が各応募者に対して付した各評価者それぞれの評価点（以下「本件情報1」という。）を不開示とした部分及び本件行政文書2に記録されている情報のうち市長、副市長及び教育長が各応募者に対して付したそれぞれの評価点（以下「本件情報2」という。）を不開示とした部分である。
- (4) 条例第7条は次のとおり定めている。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に

次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) (略)

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件情報1及び本件情報2が、条例第7条第5号柱書に定める「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるもの」に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(教育委員会)

本件情報1及び本件情報2が開示されると、各評価者は、低い評価をすることによって自己に質問、批判等が向けられることを避けるため、採点が平均点に集中するおそれがある。その結果、評価が形骸化し、公正な判断が行えなくなるなど、適正な評価に支障が生じるおそれがある。

さらには、本件情報2については、開示することによって、個人情報の開示請求と組み合わせれば、評価者の個々の採点結果が特定される可能性がある。

したがって、本件情報1及び本件情報2はいずれも条例第7条第5号に規定する不開示情報に該当する。

(異議申立人)

教育委員会は、条例第7条第5号の除外規定を不開示の根拠としている。

しかしながら、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、支障の程度も名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。しかるに、教育委員会が主張している「自ら率直な見解を記載せず、当たり障りのない評価をする」という支障が実際に起こりうるかということについては、次の疑問がある。

ア 当該情報公開請求に係る教育委員会委員の公募については、すでに実施されたものであり、また毎年反復継続される事務でもなく、次回あったとしても評価者も評価方法も今回と同じとは限らず、今後の評価への影響は考えにくい。

イ 評価者である理事者が、質問、批判等がなされることを避けて、自ら率直な見解を記載せず、当たり障りのない評価をすること自体認めがたい。

ウ 教育委員会は「当たり障りのない評価をすることが危惧される」と主張しているが、危惧は、「確率的な可能性だけでなく、法的に保護に値する蓋然性が要求される」ところ、誰の何に対する法的保護に値するのか、明確に示されて

いない。

さらに、開示のもたらす支障だけでなく、開示のもたらす利益も比較衡量すると、むしろ、各評価者の評価点を明らかにすることによって、より市政の透明性、信頼性を高めることになり利益が大きいと考える。

第4 当審査会の判断

1 本件情報1について

本件行政文書1においては、各評価者はそれぞれ「評価1」、「評価2」及び「評価3」と表記されており、各評価者を特定することはできない。

そうすると、上記の「各評価者は、低い評価をすることによって自己に質問、批判等が向けられることを避けるため、自らの率直な見解を記載せず、当たり障りのない評価をし、採点が平均点に集中するおそれがある。その結果、評価が形骸化し、公正な判断が行えなくなるなど、適正な評価に支障が生じるおそれがある。」とする教育委員会の主張には合理性が無く、採用することはできない。

2 本件情報2について

本件行政文書2については、各評価者が市長、副市長及び教育長と表記されており、しかも評価者がこれらの者であることは異議申立人に開示されていることから、本件情報2を開示すると市長、副市長及び教育長が付した評価点が明らかになる。

しかしながら、応募者の氏名等が開示されないのであるから、各応募者とそれらの者に対する評価点とは連結できず、したがって各評価者が各応募者に対してそれぞれどのような評価を行ったかは公にならないといわなければならない。

また、教育委員会は、各応募者が、生駒市個人情報保護条例に基づいて、各人の個人情報の開示を受け、本件情報2と照合することによって、各評価者の評価点が明らかになる可能性があるとして主張する。

しかしながら、たとえ各評価者による評価点が明らかになったとしても、各評価者の高い公職性及びその職責の重要性に鑑みると、「自らの率直な見解を記載せず、当たり障りのない評価をし、評価が形骸化され、公正な判断が行えなくな

る。」とする教育委員会の主張は首肯し難い。

さらに、教育委員会が主張する「おそれ」は単なるおそれにすぎず具体性がなく、本件情報2の開示が条例第7条第5号柱書に定める事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生じさせるとまでは認め難い。

3 以上のとおりであるから当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。

以上

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年3月3日	・教育委員会からの諮問を受けた。
平成28年3月22日	・教育委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成28年4月15日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成28年9月5日 (第124回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成28年10月3日 (第125回審査会)	・教育委員会の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成28年11月1日 (第126回審査会)	・審議を行った。
平成28年12月1日 (第127回審査会)	・審議を行った。
平成29年2月28日 (第130回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お ぐ げん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ しま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	